

[事案 23-73] 復活取消請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

入院した事実を知っていたにもかかわらず、保険契約を復活させたことは問題であることから、復活後に支払った保険料の返還とそれに対する 5% の法定利息等の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月に 2 本の保険を契約し、同年 9 月に失効、同年 10 月に復活したが、下記のとおり、復活にあたり不適切な取扱いがあったことから、復活後の契約は心裡留保により無効であるため、復活後の保険料とそれに対する 5% の法定利息、精神的苦痛を被ったことによる慰謝料を支払って欲しい。

- (1) 平成 20 年 7 月に相手方保険会社に入社したが、6 月下旬に原因不明であったものの入院したことを募集人に報告している。
- (2) 平成 20 年 7 月下旬に営業所長と募集人にバセドウ病と診断されたことを報告している。
- (3) 上記 2 点があるにもかかわらず、募集人は告知義務違反をして保険を復活することを強要した。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人が相手方保険会社に入社した平成 20 年 7 月以前、あるいは平成 20 年 7 月下旬に、営業所長と募集人は、申立人が 6 月下旬に入院していた事実を申立人から聞いた記憶がない。
- (2) 平成 20 年 10 月に募集人は申立人に対し、告知義務違反をして失効した本件 2 契約を復活するよう強く言った事実は存在しない。募集人によれば、「申立人が自分で納得して加入した保険なので、早期でやめるのはおかしいのではないかという指導はしたが、それ以上の話はしていない。契約復活の手続きは営業所内で行っており、告知義務違反を指示するような環境ではなかった」としている。
- (3) 復活のための保険料は申立人が一括して支払っており、申立人自らの意思に基づくものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理したが、本件は、相手方保険会社における内部問題としての側面が大きく、紛争解決のためには事実認定が広範囲とならざるをえない。

しかしながら、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、事情聴取を行うことのできる範囲には限界があり、かつ厳密な証拠調手続をもたないことから、かかる事実認定をすることは不可能であるため、本件は裁判手続きにおいて解決することが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項（4）により、裁定手続を打ち切ることとした。